

# 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和元年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 64,081 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,351,334 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名	令和元年度決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉施設経費	4,071			15	346	3,710
	ぬくもりセンター施設経費	68,660			23,047	3,893	41,720
	ひとり親家庭等医療経費	5,830	1,512		5	368	3,945
	子ども医療経費	20,237	3,822			1,401	15,014
	重度心身しょうがい者医療経費	15,831	6,885		1,867	604	6,475
	高齢者福祉経費	186,206	26,803		387	13,571	145,445
	高齢者福祉施設経費	27,164			11,464	1,340	14,360
	介護支援経費	149,188	6,555			12,173	130,460
	しょうがい者福祉経費	280,337	209,233		7	6,068	65,029
	児童福祉総務経費	4,662				398	4,264
	保育所運営経費	223				19	204
	子育て支援経費	43,754	10,383			2,848	30,523
	認定子ども園運営経費	337,106	210,125		5,700	10,350	110,931
	児童手当経費	89,650	75,810			1,181	12,659
	母子保健経費	25,498	1,045		44	2,083	22,326
小計	1,258,417	552,173		42,536	56,642	607,066	
保健衛生	地域保健経費	63,394	1,235			5,305	56,854
	予防経費	28,038	1,278		3,235	2,008	21,517
	保健センター管理経費	1,485				127	1,358
	小計	92,917	2,513		3,235	7,439	79,730
合計	1,351,334	554,686		45,771	64,081	686,796	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。